



ありがとうございました

寄附

(50音順・敬称略)

屋外遊具寄付 (鹿川小学校)
白地水産株式会社 (能美町鹿川)



おめでとうございます

6月16日～7月16日届け出分

すこやか

(地区別50音順・敬称略)

「すこやか」は、生まれたお子さまについて掲載依頼書を提出された場合に掲載しています。掲載希望の場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町
えやま ゆうと グェンティミンクエ
柄山 勇翔 (江南・6月16日) NGUYEN THI MINH KHUE (小用・7月12日)

沖美町
やぎゅう しゅんき
柳生 駿樹 (三吉・7月7日)

大柿町
ふじもと ひまり もり そうは
藤本 一茉莉 (深江・6月30日) 森 想晴 (大原・7月8日)



ご冥福をお祈りします

6月1日～30日届け出分

おくやみ

(地区別50音順・敬称略)

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町

向井 敏治 (中央・73歳)	瀬戸 信也 (江南・77歳)
上迫 静枝 (江南・92歳)	中家ミユキ (江南・88歳)
富士 重孝 (江南・90歳)	岩本のり子 (秋月・82歳)
西村 信男 (小用・90歳)	奥迫 等 (切串・89歳)
岩畔 泉子 (切串・91歳)	山根 榮子 (大須・82歳)

能美町

堀野 恭弘 (鹿川・83歳)	山内 正信 (鹿川・89歳)
加藤 房子 (鹿川・78歳)	山野トキコ (中町・100歳)
向井 英雄 (中町・98歳)	下井田雅光 (高田・87歳)

沖美町

二宮 孝一 (三吉・82歳)	川崎 一義 (美能・85歳)
四辻 英子 (岡大王・92歳)	牛尾 昌子 (岡大王・95歳)
清水満里子 (岡大王・91歳)	向田ハルエ (是長・100歳)

大柿町

金行 文女 (大原・94歳)	獅子谷弘司 (大原・63歳)
大久保國雄 (大原・81歳)	上田尾憲二 (大原・79歳)
濱先マツコ (大君・95歳)	田村 静子 (柿浦・78歳)
松尾三千人 (柿浦・90歳)	松原 恵子 (飛渡瀬・78歳)
古江 静美 (飛渡瀬・77歳)	栲田 環 (飛渡瀬・83歳)



令和8年6月30日現在

人口と世帯数 (外国人市民を含む)

	男性	女性	計	世帯数
江田島	3,544	3,385	6,929	4,232
能 美	2,254	2,328	4,582	2,543
沖 美	1,367	1,282	2,649	1,646
大 柿	2,783	2,926	5,709	3,150
全 体 (前月比)	9,948 (▲45)	9,921 (▲22)	19,869 (▲67)	11,571 (▲44)



8月の当番医

※日程は変更することがあります。

図 保健医療課 ☎0823-43-1639

当番医の診療時間が
午前10時～午後5時に変わりました。

2日(日)	大君浜井医院 (大柿町大君)	☎0823-57-5678
診療時間：午前10時～午後5時		
9日(日)	島の病院おおたに (能美町中町)	☎0823-45-0303
診療時間：午前10時～午後5時		
11日(火・祝)	青木病院 (江田島町中央)	☎0823-42-1121
診療時間：午前10時～午後5時		
14日(金)	砂堀医院 (能美町中町)	☎0823-45-3333
診療時間：午前10時～午後5時		
15日(土)	深江長坂医院 (大柿町深江)	☎0823-57-2036
診療時間：午前10時～午後5時		
16日(日)	長尾医院 (沖美町三吉)	☎0823-47-0204
診療時間：午前10時～午後5時		
23日(日)	えたじま幸田医院 (大柿町柿浦)	☎0823-57-2046
診療時間：午前10時～午後5時		
30日(日)	水口医院 (江田島町中央)	☎0823-42-0018
診療時間：午前10時～午後5時		

※こどもの診療については、事前に電話でお問い合わせください。症状により、呉市医師会休日急患センターなどを紹介する場合があります。

※夜間のこどもの急病で困ったら、☎局番なし#8000(こどもの救急相談)へ。看護師等が相談に応じます。
つながらない場合は☎082-555-8870(毎日午後7時～翌午前8時まで、土日祝・年末年始は午後5時～翌午前8時まで)
※救急車を呼ぶか判断に迷ったら、☎局番なし#7119(救急相談センター)へ
つながらない場合は☎082-246-2000へお問い合わせください。(24時間 365日対応)



8月の相談

■心配ごと相談 (午後1時～3時30分)
図 権利擁護センターえたじま☎0823-27-8032
4日(火) 能美保健センター

■市顧問弁護士による法律相談 (午前10時～午後3時)
図 総務課☎0823-43-1111(代)
20日(木) 市役所本庁 (16ページをご覧ください)



市税などの納期限

口座振替日8月31日(月)

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日も納付できます。

市県民税 (2期)	図 税務課	☎0823-43-1636
国民健康保険税 (2期)	図 税務課	☎0823-43-1636
後期高齢者医療保険料 (2期)	図 保健医療課	☎0823-43-1639
保育料 (8月分)	図 子育て支援課	☎0823-42-2852
住宅使用料 (8月分)	図 都市整備課	☎0823-43-1647



火災・救急・救助は119番

●消防本部・消防署 ☎0823-40-0119(代)

●能美出張所 ☎0823-45-4739

消防つうしん

火災などのお問い合わせは☎0823-42-3119へ

夏の花火 安全に楽しむために

手持ち花火は、家族や友人と楽しめる夏の風物詩です。しかし、花火は小さくても「火」を使う遊びです。使い方を誤ると、火災ややけどなどの事故につながるおそれがあります。
花火を楽しむときは、次のことに注意しましょう。

- ### 花火を安全に楽しむポイント
- ①風が強い日はしない
火の粉が飛び、草木やごみ、住宅などに燃え移る危険があります。
 - ②燃えやすいものの近くでしない
枯れ草、ごみ、車、建物の近くは避け、広くて安全な場所で行いましょう。
 - ③必ず水を用意する
始める前にバケツなどに水を準備し、使い終わった花火は水に浸してから処分しましょう。
 - ④こどもだけで遊ばせない
花火をするときは、必ず大人が付き添い、正しい使い方を確認しましょう。
楽しい夏の思い出を悲しい事故に変えないために、花火はルールを守って安全に楽しみましょう。



🌸 花火の安全チェック! 🌸

☐ 風が強い日はしない

☐ 枯れ草、ごみ、建物、車の近くではない

☐ バケツなどに水を用意する

☐ 使い終わった花火は水に浸してから捨てる

☐ 子どもだけで遊ばせず、大人が付き添う

10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります!

図 市民課 ☎0823-43-1634・広島南年金事務所 ☎082-253-7710

年金
だより

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方)について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年10月から新たに始まります。

子を育てている方(実父母・養父母)は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、産前産後免除と同様、保険料を納付したもののとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母
※親子関係が継続しており、子と同一住所である必要があります。

対象外の方

- ・第2号被保険者(会社員や公務員など厚生年金の加入者)
- ※満3歳の子を養育するための育児休業等期間中の第2号被保険者は事業主が日本年金機構に申し出ることによって、育児休業等期間中の保険料免除制度があります。手続きに関しては、お勤め先にお問い合わせください。
- ・第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

免除される期間

お子さまが1歳になる誕生日の前月までの最大12か月間

実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9カ月間(産前産後免除期間と合わせて最大13カ月間)、国民年金保険料が免除されます。(令和8年10月1日以降に限る)

実父または養父母の場合

子を養育することとなった日の属する月から、お子さまが1歳になる誕生日の前月まで
※令和8年10月以降の期間が免除の対象となります。(子の出産日が令和8年1月1日の場合、令和8年10月から令和8年12月までの3カ月間が育児免除に該当します。)

届出方法

届出は令和8年10月1日～可能です。
住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金窓口へ届書の提出のほか、年金事務所へ郵送やマイナポータルからの電子申請も利用できます。